

第15回 鈴鹿市景観審議会 議案書

令和4年1月24日（月）

鈴鹿市都市計画課

目 次

○議 題

- (1) 鈴鹿市景観計画の改定に伴う鈴鹿市景観審議会専門部会の設置について
- (2) 鈴鹿市景観審議会の運営について
- (3) 鈴鹿市景観審議会傍聴要領の改正報告

(1) 鈴鹿市景観計画の改定に伴う鈴鹿市景観審議会専門部会
の設置について

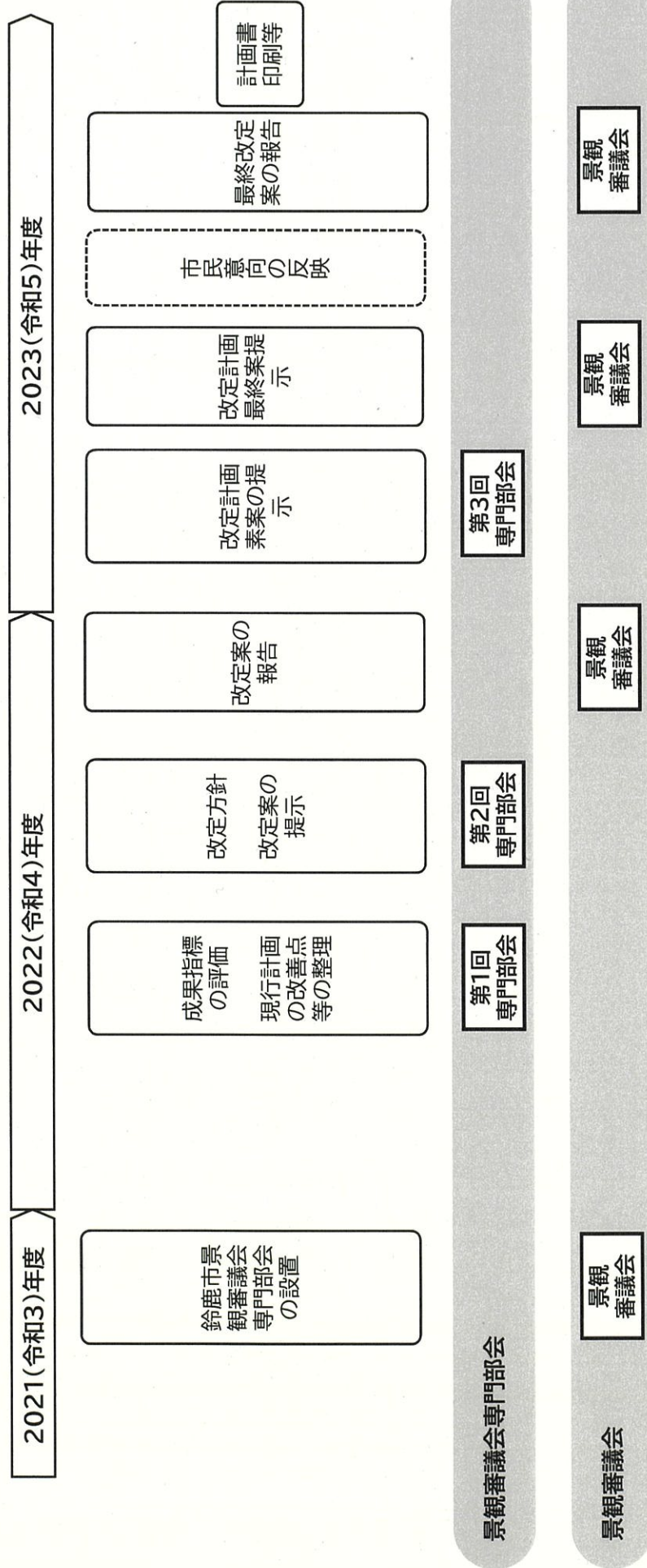
鈴鹿市景観審議会 専門部会員(R4.4.1)

	名前	役職等	任期	備考
1	ウチダ シンジ 打田 真介	三重県建築士会鈴鹿支部	R4. 4. 1～R6. 3. 31	
2	オノ ケン 大野 研	国立大学法人三重大学 生物資源学研究科教授	R4. 4. 1～R6. 3. 31	
3	オカモト ハジメ 岡本 肇	中部大学工学部都市建設工学科准教授	R4. 4. 1～R6. 3. 31	審議会委員兼任
4	キノシタ セイイチ 木下 誠一	三重短期大学生生活科学科教授	R4. 4. 1～R6. 3. 31	
5	モリ ヒデコ 森 日出子	公益社団法人三重県宅地建物取引業 協会 鈴鹿亀山支部	R4. 4. 1～R6. 3. 31	審議会委員兼任

…女性委員

(五十音順、敬称略)

□鈴鹿市景観計画 改定スケジュール(案)



(2) 鈴鹿市景観審議会の運営について

改正

平成22年12月9日規則第69号

平成25年12月25日規則第48号

令和4年1月 日規則第 号

鈴鹿市景観審議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、鈴鹿市景観づくり条例（平成20年鈴鹿市条例第29号）第18条第8項の規定に基づき、鈴鹿市景観審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

第2条 審議会に会長及び副会長を各1人置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によりこれを定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理し、会長が欠けたときはその職務を行う。

5 会長及び副会長の任期は、任命された委員の任期とする。

(会議)

第3条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。

3 委員は、会議への出席に当たり、会長が通知する場所へ参集するものとする。ただし、会長がやむを得ない事情があると認めたときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通信する方法（以下「オンライン」という。）により会議に出席できるものとする。この場合において、オンラインによる会議への出席者は、会議に出席しているものとして取り扱い、次項の決議に加わることができるものとする。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(議事の説明者)

第4条 会長は、議事に関する市の職員を会議に出席させ、議案について説明をさせることができる。

(会議の公開等)

第5条 鈴鹿市情報公開条例（平成13年鈴鹿市条例第29号）第37条ただし書の規定による会議の非公開の決定は、出席委員の過半数が認めなければならない。

2 審議会の会議の傍聴については、別に定める。

(議事録の作成等)

第6条 審議会の議事については、議事録を作成する。

2 議事録に記載する事項は、次に掲げるとおりとする。

(1) 会議の開催日時及び場所

(2) 出席した委員等の氏名 (オンラインによる出席者がいる場合は、出席方法も記載するものとする。)

(3) 議事日程

(4) 議事の内容

(5) 前各号に掲げるもののほか、審議会の経過に関する事項

3 議事録は、鈴鹿市情報公開条例第7条に規定する非公開情報を除き公開する。

(議事録への署名)

第7条 議事録には、出席した委員2人が署名する。

2 会長は、会議の議事に先立ち、前項の規定により署名する委員を指名するものとする。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、都市整備部都市計画課において処理する。

(補則)

第9条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮ってこ

れを定める。

附 則

この規則は、平成21年1月1日から施行する。

附 則（平成22年12月9日規則第69号）

この規則は、平成23年1月1日から施行する。

附 則（平成25年12月25日規則第48号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和4年 月 日規則第 号）

この規則は、公布の日から施行する。

鈴鹿市景観審議会運営要領（廃止予定）

（趣旨）

第1条 この要領は、鈴鹿市景観審議会規則（平成20年鈴鹿市規則第66号。以下「規則」という。）第5条の規定に基づき、鈴鹿市景観審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（会長の選任）

第2条 会長は、委員を任命した後、最初に開催される審議会で選任する。

（会長の任期）

第3条 会長の任期は、任命された委員の任期とする。

2 会長がその職を辞し、委員を退任し、又は、欠けたときは、次回の審議会で会長の選任を行う。

（議事の説明者）

第4条 会長は、議事に関係する市の職員を会議に出席させ、議案について説明をさせることができる。

（その他）

第5条 この要領に定めるもののほか審議会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

（施行期日）

この要領は、平成21年1月1日から施行する。

鈴鹿市景観審議会規則の一部改正新旧対照表

改 正 後	改 正 前
(会長及び副会長)	(会長及び副会長)
第2条 略	第2条 略
2～4 略	2～4 略
<u>5 会長及び副会長の任期は、任命された委員の任期とする。</u>	
(会議)	(会議)
第3条 略	第3条 略
2 略	2 略
<u>3 委員は、会議への出席に当たり、会長が通知する場所へ参集するものとする。ただし、会長がやむを得ない事情があると認めたときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通信する方法（以下「オンライン」という。）により会議に出席できるものとする。この場合において、オンラインによる会議への出席者は、会議に出席しているものとして取り扱い、次項の決議に加わることができるものとする。</u>	
<u>4 略</u>	<u>3 略</u>
<u>(議事の説明者)</u>	
<u>第4条 会長は、議事に関する市の職員を会議に出席させ、議案について説明させることができる。</u>	
(議事録の作成等)	(議事録の作成等)
第5条 略	第4条 略

(議事録の作成等) <u>第6条</u> 略 2 略 (1) 略 (2) 出席した委員等の氏名<u>(オンラインによる出席者がいる場合は、出席方法も記載するものとする。)</u> (3)～(5) 略 3 略 (議事録への署名) <u>第7条</u> 略 (庶務) <u>第8条</u> 略 (補則) <u>第9条</u> 略	(議事録の作成等) <u>第5条</u> 略 2 略 (1) 略 (2) 出席した委員等の氏名 (3)～(5) 略 3 略 (議事録への署名) <u>第6条</u> 略 (庶務) <u>第7条</u> 略 (補則) <u>第8条</u> 略
---	---

(3) 鈴鹿市景観審議会傍聴要領の改正報告

鈴鹿市景観審議会傍聴要領

1 傍聴の方法

傍聴の方法は、以下のとおりとします。

- (1) 審議会が開催される会場に来場する方法（以下「来場傍聴」と言います。）
- (2) YouTube で審議会の様子を視聴する方法（以下「オンライン傍聴」と言います。）

2 傍聴の定員

来場傍聴者の定員は、原則10人以内とします。オンライン傍聴者の定員は、ありません。

3 傍聴手続

傍聴の手続きは、それぞれ以下のとおりとします。

(1) 来場傍聴の場合

- (a) 傍聴希望者の受付は、審議会開催予定時刻の30分前から10分前まで行います。
- (b) 傍聴希望者に整理券を交付し、傍聴定員を超えた場合は抽選により決定します。
- (c) 傍聴者は、「傍聴要領」を受け取り、職員の許可を受けたうえで、指示に従い会場に入室します。

(2) オンライン傍聴の場合

- (a) 審議会開催日の2日前の正午までに、オンライン傍聴申込書を都市計画課に提出してください。
- (b) 審議会開催日前日の閉庁までに、傍聴希望者にYouTubeのオンライン配信のURLを送付します。
- (c) 傍聴者は、審議会の開催時間になったら視聴します。（インターネット環境や設備等の視聴に必要な環境はご自身で準備してください。）

4 傍聴席に入ることができない者（来場傍聴に限る）

次に該当する者は、傍聴席に入ることができません。

- (1) 銃器その他危険なものを所持している者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) 張り紙、ビラ、旗の類を所持している者
- (4) 笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類を所持している者
- (5) 前各号に定めるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる者

5 傍聴者の守るべき事項（来場傍聴に限る。ただし、(7)については、オンライン傍聴にも適用します。）

すべての傍聴人は、次の事項を十分理解した上で、傍聴しなければなりません。

- (1) 傍聴者は、傍聴席に着席しなくてはなりません。
- (2) 途中入場は原則として認めません。
- (3) 各議案が終了後における退場は認めます。

- (4) 一切の発言はできません。
- (5) 会議開催中は静粛に傍聴し、拍手その他の方法による公然とした可否の表明はできません。
- (6) 飲食又は喫煙はできません。
- (7) 写真、ビデオ等の撮影又は録音はできません。ただし、特に会長の許可を得た場合はこの限りではありません。
- (8) 鉢巻き、腕章の類をするなど示威的行為はできません。
- (9) その他会議の公正、円滑な運営に支障となる行為はできません。
- (10) 前各号に定めるもののほか、すべて係員の指示に従うものとします。

6 傍聴者の退室（来場傍聴に限る）

傍聴者は、会長が会議の進行に支障があると判断した場合又は傍聴者がこの要領に定める事項に従わない場合で、会長から退室の指示があったときは、直ちに退室しなければなりません。

7 その他

この要領に定めるもののほか、審議会の傍聴に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定めるものとし、傍聴者はそれに従うものとします。

附 則

この要領は、平成21年1月1日から施行します。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行します。

鈴鹿市景観審議会傍聴要領の一部改正新旧対照表

改 正 後	改 正 前
<u>1 傍聴の方法</u> <u>傍聴の方法は、以下のとおりとします。</u> <u>(1) 審議会が開催される会場に来場する方法（以下「来場傍聴」と言います。）</u> <u>(2) YouTubeで審議会の様子を視聴する方法（以下「オンライン傍聴」と言います。）</u> <u>2 傍聴の定員</u> <u>来場傍聴者の定員は、原則10人以内とします。オンライン傍聴者の定員は、ありません。</u> <u>3 傍聴手続</u> <u>傍聴の手続きは、それぞれ以下のとおりとします。</u> <u>(1) 来場傍聴の場合</u> <u>(a) 傍聴希望者の受付は、審議会開催予定時刻の30分前から10分前まで行います。</u> <u>(b) 傍聴希望者に整理券を交付し、傍聴定員を超えた場合は抽選により決定します。</u> <u>(c) 傍聴希望者の受付は、審議会開催予定時刻の30分前から10分前まで行います。</u> <u>(2) オンライン傍聴の場合</u> <u>(a) 審議会開催日の2日前の正午までに、オンライン傍聴申込書を都市計画課に提出してください。</u> <u>(b) 審議会開催前日の閉庁までに、傍聴希望者にYouTubeのオンライン配信のURLを送付します。</u> <u>(c) 傍聴者は、審議会の開催時間になったら視</u>	<u>1 傍聴の定員</u> <u>傍聴者の定員は、原則10人以内とします。</u> <u>2 傍聴手続</u> <u>(1) 傍聴希望者の受付は、審議会開催予定時刻の30分前から10分前まで行います。</u> <u>(2) 傍聴希望者に整理券を交付し、傍聴定員を超えた場合は抽選により決定します。</u>

聴します。(インターネット環境や設備等の視
聴に必要な環境はご自身で準備してください。)

4 傍聴席に入ることができない者(来場傍聴
に限る)

次に該当する者は、傍聴席に入ることがで
きません。

(1)～(5) 略

5 傍聴者の守るべき事項(来場傍聴に限る。
ただし、(7)については、オンライン傍聴にも
適用します。)

すべての傍聴人は、次の事項を十分理解し
た上で、傍聴しなければいけません。

(1)～(10) 略

6 傍聴者の退室(来場傍聴に限る)

略

7 その他

この要領に定めるもののほか、審議会の傍
聴に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って
定めるものとし、傍聴者はそれに従うものとし
ます。

(3) 傍聴希望者の受付は、審議会開催予定時刻
の30分前から10分前まで行います。

3 傍聴席に入ることができない者

次に該当する者は、傍聴席に入ることがで
きません。

(1)～(5) 略

4 傍聴者の守るべき事項

すべての傍聴人は、次の事項を十分理解し
た上で、傍聴しなければいけません。

(1)～(10) 略

5 傍聴者の退室

略

6 その他

この要領に定めるもののほか、委員会の傍
聴に関し必要な事項は、会長が委員会に諮って
定めるものとし、傍聴者はそれに従うものとし
ます。